平成２２年（フ）第４６０号
群馬県吾妻郡草津町大字草津223番地
債務者　宇佐見　仁
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４６４号
群馬県伊勢崎市稲荷町725番地
債務者　根岸　和子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４６５号
群馬県前橋市総社町総社2930番地
債務者　樋田　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
群馬県前橋市青柳町395番地13
債務者　大越　宏子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４７１号
住民票上の住所神奈川県小田原市北ノ窪298番地の１　コーポプレジールＡ―103
債務者　寒河江恵美子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８１号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目275番地８
債務者　田中　昭男
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８２号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目275番地８
債務者　田中ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
群馬県高崎市下小鳥町73番地７
債務者　横坂　亮二
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８１号
群馬県高崎市下小鳥町73番地７
債務者　横坂喜美子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８２号
群馬県高崎市棟高町924番地25
債務者　坪野　浩二
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４３４号
新潟市東区中山７丁目15番15号
債務者　大野ミツエ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５９号
新潟市西蒲区巻甲121番地　巻13区第２住宅簡２棟第102号
債務者　大場　久典
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６１号
新潟市中央区長潟３丁目１番31号　第２南風荘東１号、前住所新潟市中央区長潟３丁目１番31号　第２南風荘東２号
債務者　小林　三雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６５号
新潟市西蒲区川崎294番地７
債務者　鶴巻　　健
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６８号
新潟市江南区砂岡４丁目５番23号
債務者　大滝　道晴
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７５号
新潟市西区上新栄町３丁目12番22号
債務者　本間　雅人
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７９号
新潟市西区坂井東４丁目29番８号
債務者　田村　隆行
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９９号
京都市南区唐橋経田町39番地　唐橋第２―609号、申立時の住所京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　７棟303号
債務者　山元悠嗣こと山元佑司こと　山元　隆司
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係